

第6章

計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

1 計画の推進体制

計画の実現のためには、障がい者やその家族、関係機関・団体、町民、町などが計画の中で掲げた基本理念を共有し、その達成に向けてそれぞれが役割を果たすとともに連携して取り組んでいくことが重要になります。そのためには、計画の進捗状況を確認し、課題の解決に向けて、改善を積み重ね、施策を実行する体制が必要となります。このため、障がい者、福祉関係者、有識者、町民からの公募による委員等で構成される「障がい者福祉計画策定・推進委員会」において、計画の進捗状況の評価及び見直しを検討していきます。

障がい福祉施策については、保健・医療・教育・就労など、全庁的な取り組みが必要なことから、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進します。また、社会福祉協議会、県等関係機関、障がい者団体、ボランティア、障害福祉サービス提供事業者などが、それぞれの役割を果たすとともに相互連携の強化を図ります。

2 計画の進行管理

委員会では、年度ごとに計画の進捗状況を把握、分析、評価し、次年度の事業へ反映させていきます。委員会へ報告して意見聴取を行い、計画実現に向けた取り組みを確認します。進捗状況の管理の過程においては、「計画(Plan)-実施・実行(Do)-点検・評価(Check)-処置・改善(Action)」の「PDCAマネジメントサイクル」に基づく計画の評価・点検を行い、実効性のある進行管理を行っていきます。

◆PDCAサイクルのイメージ

